

市内介護サービス事業所管理者 各位

八王子市長 石森 孝志
(公 印 省 略)

有料老人ホーム等に併設された介護サービス事業所における人員配置について (通知)

日頃より、本市の介護保険事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅 (以下「有料老人ホーム等」という。)に併設された介護サービス事業所について、サービスを提供する職員体制の区分が別紙のように不明確である事例が見受けられます。

有料老人ホーム等が介護サービスを併設する場合、それぞれに職員を配置し、人員基準を満たす必要があります。勤務状況の区分が不明確であると、人員基準違反となり行政指導や行政処分の対象となる恐れもあります。

つきましては、貴事業所におかれましては、人員配置、サービス提供について、下記のとおり厳守されますようお願いいたします。

記

1 勤務時間数の考え方について

- (1) 介護サービス事業所における人員基準上の勤務時間数は、介護サービス事業所の職務に従事する時間のみ算入できる。有料老人ホーム等に属すると考えられるサービスや事務処理に従事する時間は、介護サービス事業所における人員基準上の勤務時間数には算入できない。

2 職員体制を区分する上での注意点

- (1) 介護サービス事業所の職員が有料老人ホーム等の職員を兼務する場合、当該職員が従事する事業所ごとの勤務状況が、勤務表等により明確に区別できる状態であること。
- (2) 介護サービス事業所の職員と有料老人ホーム等の職員としてのサービスが、別の時間帯、別のサービスとして位置付けられていること。

(問い合わせ先)
福祉部高齢者いきいき課
事業者指定担当
電話 : 042-620-7452
FAX : 042-623-6120

別紙

主な不適切事例

【通所介護】

- 1 通所介護の職員が、通所介護のスペースを離れ、通所介護を利用していない他の入居者のナースコールの対応をしている。その際、通所介護の人員基準を満たしていない。(八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第17条違反)
- 2 当日の通所介護の利用者ではない入居者が、通所介護のスペースで昼食を食べており、通所介護の定員を超過している。(八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第108条違反)

【訪問介護】

- 1 その時間帯に勤務する職員が、ケアプラン・訪問介護計画に基づき、一人の利用者に訪問介護サービスを提供していることになっているが、実際には他の入居者のケアも行っている。(八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第27条第1号違反)
- 2 夜間は1フロアに職員が1名しかいないが、その職員が訪問介護に従事している。他の入居者がナースコールで呼んだ時には、訪問介護サービスを提供中でもナースコールに対応している。(八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第27条第1号違反)

上記はあくまで一例であり、また有料老人ホーム等の併設の有無にかかわらず、職員が複数の介護サービスの業務に従事する場合は、勤務時間の区分が必要であるため注意すること。